

建築物飲料水水質検査業の登録基準

<p>物的要件</p>	<p>・高圧蒸気滅菌器°、恒温器° ・フレイムレス-原子吸光光度計°、誘導結合プラズマ発光分光分析装置°又は誘導結合プラズマ-質量分析装置° ・イオンクロマトグラフ° ・全有機炭素定量装置° ・分光光度計°又は光電光度計° ・電子天びん°又は化学天びん° ・水質検査を適確に行うことのできる検査室°</p> <p>基本的には以下の要件を満たしている検査室をいう。</p> <p>① 実験台、流し台、作業台、測定台及び薬品戸棚の配置が、水質検査実施者の作業にふさわしい配置となっていること。 ② 実験台等の上の機械器具の配置に余裕があり、使用しやすい配置となっていること。 ③ ドラフトチャンバーが設置されていること。 ④ 必要な換気、水栓、ガス栓及びコンセントが設けられていること。 ⑤ 細菌学的検査を行う場所と理化学的検査を行う場所は区別されていること。 ⑥ 天びん台など必要な部分に防震装置が施されていること。</p> <p>※ ◦ は、主要な機械器具(変更時に届出が必要)</p>															
<p>人的要件等</p>	<p>監督者等</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>資格の種類</th> <th>提出する書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">水質検査実施者</td> <td>大学の理科系課程を修めて卒業した後、1年以上の実務経験を有する者</td> <td rowspan="3">卒業証明書及び実務従事証明書</td> </tr> <tr> <td>短大又は高専で生物学若しくは工業化学の課程を修めて卒業した後、2年以上の実務経験を有する者</td> </tr> <tr> <td>大学又は短大と同程度の学校等で所要の学科を修めて卒業した後、所定の実務経験を有する者</td> </tr> <tr> <td>衛生検査技師又は臨床検査技師であって、1年以上の実務経験を有する者</td> <td>衛生検査技師又は臨床検査技師の免許証の写し及び実務従事証明書</td> </tr> <tr> <td>技術士</td> <td>技術士登録証の写し</td> </tr> </tbody> </table>	名称	資格の種類	提出する書類	水質検査実施者	大学の理科系課程を修めて卒業した後、1年以上の実務経験を有する者	卒業証明書及び実務従事証明書	短大又は高専で生物学若しくは工業化学の課程を修めて卒業した後、2年以上の実務経験を有する者	大学又は短大と同程度の学校等で所要の学科を修めて卒業した後、所定の実務経験を有する者	衛生検査技師又は臨床検査技師であって、1年以上の実務経験を有する者	衛生検査技師又は臨床検査技師の免許証の写し及び実務従事証明書	技術士	技術士登録証の写し		
名称	資格の種類	提出する書類														
水質検査実施者	大学の理科系課程を修めて卒業した後、1年以上の実務経験を有する者	卒業証明書及び実務従事証明書														
	短大又は高専で生物学若しくは工業化学の課程を修めて卒業した後、2年以上の実務経験を有する者															
	大学又は短大と同程度の学校等で所要の学科を修めて卒業した後、所定の実務経験を有する者															
衛生検査技師又は臨床検査技師であって、1年以上の実務経験を有する者	衛生検査技師又は臨床検査技師の免許証の写し及び実務従事証明書															
技術士	技術士登録証の写し															

<p>その他の要件</p>	<p>一 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項について水質検査を行う場合は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うこと。</p> <p>二 水質検査は試料の採取後速やかに行うこととし、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないよう冷暗所に保存すること。</p> <p>三 水質検査の結果を五年間保存すること。</p> <p>四 水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫等に保管すること。</p> <p>五 水質検査に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。また、使用する機械器具その保管の設備の点検等の記録を、機械器具その他の設備ごとに整理して保管すること。</p> <p>六 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名(法人にあつては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一、二、四及び五に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあつても、検査結果の保存は自ら実施すること。</p> <p>七 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。</p>
---------------	---